

## 令和 8 年度 淡路市自動録音機能付電話機等普及促進事業補助金

高齢者を狙った詐欺や迷惑電話の約 9 割は、自宅の固定電話にかかってきています。淡路市では、特殊詐欺被害防止に効果がある「着信前自動警告機能」と「自動録音機能」の両方を備えた「固定電話機」または「外付け機器」の購入について費用の一部を補助します。

申請期日	令和 8 年 4 月 1 日（水）～令和 9 年 3 月 3 1 日（水）必着
対象者	淡路市内に居住し、かつ、淡路市に住民登録を有する 6 5 歳以上の方（同一世帯の方も申請が可能です。）
対象機器	<p>以下の 2 つの機能を両方とも有する「<u>固定電話機</u>」または固定電話機に取り付ける「<u>外付け機器</u>」</p> <p><u>1. 着信前自動警告機能</u> 呼び出し音が鳴る前に自動で相手に対し通話を録音する等の警告メッセージを流す機能</p> <p><u>2. 自動録音機能</u> 通話内容を自動で録音する機能</p> <p>※ 1 世帯あたり 1 台のみ。 ※ 購入日は、令和 6 年 4 月 1 日以降。 ※ 携帯電話、スマートフォンは対象外です。 ※ 各種ポイントでの購入に係る部分、修理・点検・消耗品費等に係る経費、維持経費、配送費などは対象外です。</p>
補助金額	固定電話機：上限 10,000 円（100 円未満切捨て） 外付け機器：上限 5,000 円（100 円未満切捨て）
申請の流れ	<p>① 購入前に、対象機器に該当する機器か確認 ② 補助対象となる機器を購入 ③ 「補助金交付申請書兼請求書」に必要事項を記載し、添付書類を添えて、危機管理課または各事務所窓口へ提出してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 申請者・65 歳以上の方の身分証明書の写し <input type="checkbox"/> 補助対象機器を購入したことがわかるもの（領収書等） <input type="checkbox"/> 購入した機器の主な仕様がわかるもの（カタログ等） <input type="checkbox"/> 振込先口座が確認できるもの（通帳の写し等）</p>

問合せ先 淡路市 危機管理部 危機管理課

住所：淡路市生穂新島 8 番地 6 防災あんしんセンター 2 階

電話：0799-64-2555（直） 受付時間：平日 8：30～17：15